



乙中 4 考題

(2) 留意事项通知の一部を次のとおり改正する。

記の第2回中(3)及び(6)美乙之圖。

(1) 蘭行通知の一部を次のとおり改正する。

1 次正事類

四

本通知識、平成25年9月1日文部省通布す。

今般、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）による、遺伝子治療用医薬品（Drug for Cancer）の確認申請制度を改正する法律（以下「改正法」）が、貴管下関係業者等に対する周知方針配慮願い文書（以下「通知」）として公表された。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する法律の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)。等の施行等(平成21年1月1日、平成22年「遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する法律の多様性の確保に関する法律の施行に関する法律第97号。以下「法」)等の施行等(平成21年2月19日付事業者登録第0219008号原生生物微生物等含有医薬品等の規制に関する法律(平成21年2月13日付事業者登録第0913005号原生生物微生物等含有医薬品等の規制申請(法)を要する生物多様性影響の評価を実施する際の留意事項(平成21年9月13日付事業者登録第0913005号原生生物微生物等含有医薬品等の規制申請)。以下「留意

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制法」による生物の多様性の確保に関する法律の施行(平成21年7月1日)等の一部改正(平成21年7月1日)

( 公 司 省 賽 )

名都道府県知事

平成25年7月1日  
審食器0701第10号